

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.148

No.148 2019.4.9

■ ハラスメント関連法案が審議入り

ハラスメントに関する法改正を含む女性活躍推進法等の改正法案（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」）は、労政審による昨年12月14日付建議、本年2月14日付法律案要綱の諮問に対する答申を経て、本年3月8日に閣議決定・国会に提出され、いよいよ今週から衆議院本会議で審議が始まる見込みです。

同法案は、パワハラについて、事業主の措置義務を定めるのみで、禁止規定の法制化は見送られ（労働者の義務として、問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる措置に協力するよう努める義務が置かれるのみ）、セクハラについても、明確な禁止規定は置かれず、事業主の措置義務の内容に、相談等を理由に不利益な取扱いをしてはならない義務と、他の事業主から協力を求められた場合にこれに応じるよう努める義務が追加されるに留まるという不十分な内容です。性的マイノリティの方々に対するハラスメント（SOGIハラ）に対しても、特別な規定は置かれていないという問題もあります。

■ ILOではハラスメント禁止条約採択へ

他方、今年6月に行われるILO総会では、あらゆる形態のハラスメントを包括的に禁止する内容の条約が採択される可能性が高まっています。

世界では、日本のようにハラスメント禁止規定を持たない国は少数派です。ハラスメントに関する規制が今回の改正法案の内容に留まるのであれば、ILOで条約が採択されたとしても、日本がこれを批准することは困難です。

このままでは、日本はハラスメント後進国と呼ばれてしまうのではないのでしょうか。

■ 4・25集会への参加を

そこで、日本労働弁護団では、以下のとおり、禁止規定の法制化をはじめ、あらゆるハラスメントをなくすために必要な施策を議論し、提言するための集会を企画しました。労働組合、就活セクハラの問題に取り組んでいる記者、LGBTの方々を抱える課題に関する専門家、ハラスメント被害者（手記による参加となる見込みです）など、様々な立場の方からご報告いただく予定です。

開催時期は、国会審議はちょうど半ばころとなっていることを見込まれますが、ハラスメント禁止規定の法制化に向けた声を国会に届けたいと思います。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

【表題】ILOハラスメント禁止条約を批准しよう！

～ハラスメント対策後進国と呼ばれないために～

【日時】2019年4月25日（木）18:30～

【場所】連合会館2階大会議室

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790